

○高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

平成18年 2月17日

高知県公安委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号。以下「条例」という。)第43条の規定に基づき、高知県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。  
(個人情報取扱事務登録簿)

第2条 条例第7条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿は、別記様式によるものとする。  
(実施機関が定める者)

第3条 条例第16条第1項第2号ウの実施機関が定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 警部補以下の階級にある警察官
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に関する業務に従事する警部補相当職以下の次に掲げる職員
  - ア 被害者対策に従事する職員
  - イ 暴力相談、ストーカー、悪質商法等各種相談を受理する業務に従事する職員
  - ウ サイバー犯罪(コンピュータ技術又は電気通信技術を悪用した犯罪をいう。)の捜査に従事する職員
  - エ 警察用航空機又は警察用船舶の乗務員
  - オ 少年補導職員
  - カ 覚醒剤等薬物又は生活経済事犯の捜査に関する業務に従事する職員
  - キ 捜査資料の整理、分析、調査等に関する業務に従事する職員
  - ク 犯罪手口捜査に関する業務に従事する職員
  - ケ 特殊装備品の管理運用等に従事する職員
  - コ 外国人被疑者の取調べ等の通訳業務に従事する職員
  - サ 鑑識又は鑑定の業務に従事する職員
  - シ 交通巡視員
  - ス 交通事故事件現場の写真を図化する業務に従事する職員

(口頭により開示請求ができる個人情報)

第4条 公安委員会は、条例第23条第1項の規定に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報を定めたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 口頭により開示請求を行うことができる個人情報の項目

(2) 口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所

2 条例第23条第3項の実施機関の定める方法は、開示する個人情報を記載した書面の閲覧又は口頭による開示とする。

(その他の事項)

第5条 公安委員会が取り扱う個人情報の保護については、第2条から前条までに定めるもののほか、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)の規定の例による。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。